

---

平成25年第6回大和町議会定例会会議録

---

平成25年12月13日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	三 浦 伸 博 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	浅 井 茂 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	大 畑 憲 治 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	藤 原 敏 明 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 恵 右 君	教育総務課長	菅 原 敏 彦 君
財 政 課 長	八 島 勇 幸 君	生涯学習課長	石 川 誠 君
税 務 課 長	千 葉 良 紀 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	瀬 戸 正 志 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	千 葉 喜 一 君
子 育 て 支 援 課 長	高 橋 正 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	石 垣 敏 行 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 事	逢 坂 孝 徳
議 長 班 長	千 坂 俊 範		

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午後1時29分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番馬場久雄君、15番中川久男君を指名します。

---

日程第2「議案第87号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、議案第87号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3「議案第88号 大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第88号 大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第89号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第89号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第90号 大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第90号 大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第91号 大和町農業集落排水処理施設の分担金に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第91号 大和町農業集落排水処理施設の分担金に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7「議案第92号 大和町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、議案第92号 大和町督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第8「議案第93号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第93号 大和町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。



「なし」と呼ぶ者あり  
ないものと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これから議案第93号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕  
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第9「議案第94号 損害賠償の額を定め、和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第94号 損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり  
ないものと認めます。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これから議案第94号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕  
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第10「議案第95号 平成25年度大和町一般会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第95号 平成25年度大和町一般会計補正予算を議題とします。  
本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第11「議案第96号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計  
補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第96号 平成25年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第12「議案第97号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予  
算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第12、議案第97号 平成25年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第13 「議案第98号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第13、議案第98号 平成25年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14「議案第99号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第14、議案第99号 平成25年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15「議案第100号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第15、議案第100号 平成25年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。  
本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第16「議案第101号 指定管理者の指定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第101号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第17「議案第102号 平成25年度役場庁舎太陽光発電設備等設置  
工事請負契約について」

議長（大須賀 啓君）

日程第17、議案第102号 平成25年度役場庁舎太陽光発電設備等設置工事請負契約  
についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長（千葉恵右君）

それでは、平成25年度役場庁舎太陽光発電設備等設置工事請負契約についての内容  
についてご説明をさせていただきます。

上記工事について次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第

5号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1 契約の目的、平成25年度役場庁舎太陽光発電設備等設置工事。

2 契約の方法、一般競争入札による請負契約。

3 契約の金額、4,725万円（内消費税225万円）でございます。

4 契約の相手方、仙台市青葉区本町2丁目15番1号、株式会社日立システムズ東北支社でございます。

あわせて説明資料、議案102号関係のご準備をお願いいたします。

説明資料1ページでございますが、入札の経過でございますが、1. 入札の参加条件といたしまして地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。これは一般競争入札の参加資格について定めた項目でございます、契約を締結する能力を有しない者あるいは破産者、それから故意による工事の粗雑、不正行為等があった者については入札に参加できないという状況でございます。

(2) 平成25、26年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であること。①が宮城県内に本社もしくは営業所等を有する者。それから②が大和町の入札参加資格の電気工事の格付はC級以上とするということです。大和町の入札参加資格条件にそれぞれの業者の格付を行っておりますが、電気工事についてはA、B、Cと3ランク設定をしております。C級以上ということは全ての業者の方が該当するという内容での設定でございます。③建設業法に規定する建設業の許可（特定または一般）を受けていること。④この工事の業種に対応する国家資格を有する監理技術者もしくは主任技術者を工事現場に専任で配置できること。⑤宮城県の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告日に指名停止を受けている期間でないこと。⑥類似工事の実績を有していることということで、こういった内容で入札参加条件を設定をいたしまして募集を行っております。

2. 入札の方法でございますが、本町の規定をいたしますダイレクト型一般競争入札としております。(2)につきましては入札書の送付方法でございますが、郵便物による郵送、自宅配達による送致、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることというふうにしております。指定期日に間に合わなかった場合については失格という規定でございます。(3)が、この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が5社に達しない場合でも入札を執行するという条件でございます。この内容につきましては、通常は競争入札を確保するために通常の一般競争入札は5社以上というふうの規定をしておりますが、震災等の影響によりまして入札参加者が極端に少なくなるという可能性が高いため、今回5社以上の制限について

は加えなかったものでございます。

3. 入札参加者でございます。募集の結果、3社に応募をしていただきました。記載のとおりでございます。

続きまして2ページ目でございます。

入札の結果でございますが、入札調書を明示してございます。結果でございますが、3社の応札額につきましては、順位1番目、2番目の業者については4,500万円ということで、同額での応札となりました。この4,500万円はいずれも低入札調査基準価格を下回ってございます。そのため落札保留というふうにさせていただいております。予定価格については5,224万円、これについては事後公表でございます。それから低入札調査基準価格でございますが、これは基準がございまして、計算で算定した金額でございます。4,690万4,516円ということで、予定価格の89.79%になります。なお、最低価格者の金額でございますが、86.14%というふうになってございまして、この低入札調査基準価格を下回っているという状況になっております。入札結果、2社が同額で応札をされましたので、抽選によりまして第1順位を決定をして落札保留とした経緯でございます。

(2) といたしまして、この結果を受けまして12月5日に応札者から積算内容について事情聴取を行いまして、同日、低入札価格調査委員会を開催いたしまして、契約どおりに履行が可能かどうか審査を行っております。低入札価格の事情聴取につきましては、低入札価格失格基準という規定がございまして、この第3条の第1号から12号にそれぞれ規定がございまして、そういった場合には失格というふうな形の定めなんです。いずれもこの内容には該当しなかったということを確認してございます。低入札価格の調査でございますが、第1順位の者を審査した結果、契約どおりの履行は可能というふうに判断いたしまして落札決定といたしました。12月6日に仮契約を締結してございます。

それでは事業の概要でございますが、施工場所につきましては本庁舎ということで、役場の屋上に設置をするものでございます。完成工期については3月20日でございます。工事概要でございますが、太陽光発電システム工事ということで、太陽光のモジュール20キロワット以上というふうに設定をしております。それからパワーコンディショナー、蓄電池の20キロワットを含んでおります。その他電気設備工事一式、空調設備工事一式、電気設備撤去工事一式というふうになってございます。なお、空調の設備工事でございますが、これはパワコンを設定する部屋に、機械室でございますので、ここが熱でかなり高くなる可能性があるということで、この機械室の中にエアコ

ンを設置するという内容での計画でございます。

続きまして3ページのほうです。図面のほうをちょっとごらんいただきたいというふうに思います。

図面でございますが、これは屋上をあらわしたものでございます。図面の左側の四角のほうは、これが議場の屋上のほうになってございます。右側のほうが庁舎の屋上というふうな形になってございます。その中に太い線で囲んであるスペースがございしますが、これにつきましては冷暖房の機械のスペースでございます。今回太陽光のモジュールを設置する位置については、その機械スペースの外側というふうになります。現在屋上で設置できるスペースはそこを除いた部分というふうになっております。なお、右側のほうに大分広くなっておるんですが、ここにつきましては防災無線のパラボラアンテナ、そういったものが設置されておましてちょっと設置ができない状況で、その間を縫って今回太陽電池のモジュールを設置しております。計画におきましては、太陽電池のモジュールは全部で84枚計画をしてございます。1枚の大きさにつきましては1メートル65センチ掛ける99センチという大きさの計画にしてございます。この太陽電池のモジュールで発電されたものを、中央のところの階段室があるんですが、階段室の右隣に縦に細長いスペースがございしますが、ここは機械室のスペースになってございます。現在は冷暖房の操作パネルのみ設置をされておまして、ここにパワーコンディショナーと出力分電盤を設置するという考えでの計画でございます。太陽電池で発電された電気につきましては、1日換算で58.5キロワットというふうに今、計画をしてございます。そのうち40キロワットについては昼間の庁舎で使いますパソコン、テレビ、コピー機、照明灯、コンセント等に使用するというふうに予定しております。このほかに蓄電池に蓄電をする分ということで計画をしてございます。夜間につきましては蓄電された電気を利用して同様にパソコン、テレビ、コピー機、照明灯、コンセント等に使用するものでございます。今回計画をしておりますのは主に災害で初動体制を行う総務、財政、産業振興課、都市建設課の2階のフロアというふうに予定をしてございます。この発電量でございますが、現在役場庁舎で使用しております電気量の約3%に該当するというところでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。2番浅野俊彦君。



2 番 (浅野俊彦君)

それでは、この件に関しましてちょっと確認をさせていただきたいと思います。4,500万円の低価格入札であったというお話でありまして、結果的には抽選により第1位を決定したというお話でありましたけれども、これは個人的にやはりこういった電化製品に近いものを購入しようと思った場合、同じ価格であった場合に、じゃあその後のランニングコストがどうなのかとか、あとはパネル自体またはその蓄電池の保証がどうであるのか、どちらが優位な条件なのかという視点でも確認をすべきなのではないかなと思いますが、そういった確認をされたのか、またはされていなかったのか、及びあとパネルのメーカーによって大分その保証期間なり性能が変わってくるかと思いますが、これはメーカーに差異があったのかないのか、蓄電池も含めてご説明を求めます。

議長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

応札額が2社が同額になったということで、結果的に町の執行基準の中で同額の場合については抽選で決定をするという定めがございますので、その定めに従って抽選を行って決定をしたものでございます。普通の家電メーカーでありますと今議員がおっしゃったようにいろいろな性能を比較しながら検討すべきだというふうに思いますが、それぞれ3人の業者の方はそれぞれの得意なメーカーのところに応札をされているということで、それぞれいろいろな性能の違いは当然あるんだと思います。そのために全部メーカーの比較をしまして最低の基準ラインをそれぞれ仕様書の中にうたっておると。例えばパネルの寿命がこのぐらい、あるいはメーカーのそういった者の保守はここまでということでそれぞれ細かく規定をしています。その規定の中でクリアしたものを一応今回見積もって入札に応札をいただいているということで、町の求めている性能はクリアしているということで、そこから同額の2社を比較して選定をもう一度やり直すということは今回はしておりません。

それからパネルのメーカーでございますが、今回は日立システムズという会社の方が応札をされましたけれども、これは日立システムズのほうで自社のほうで製品を製造しているというものでございまして、特にその低価で入った理由については自社で

製造するので非常に製造コストを低く抑えることができるという内容での事情聴取の内容でございました。そういったことから今回この金額で応札をされたという結果でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）  
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

一定の要件で保証の範囲は確認をされたというお話でありましたけれども、再度伺いますが、そのパネルの、太陽光モジュールの保証期間が何年であったのか。さらには蓄電池のほうですね、これもパネルの同等ぐらいの多分金額になっているかと思えますけれども、保証期間としては何年だったのか、具体的にお聞かせください。

議長 長 （大須賀 啓君）  
まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

申しわけありません、太陽光パネルについては仕様書でうたっているのは10年というところでございます。10年以上の保証期間を有すること、それから同様にパワーコンディショナーについても10年という規定で設定をしております。

議長 長 （大須賀 啓君）  
浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

一般的なメーカー保証の10年でありましたけれども、一部カナダのメーカー等では今、太陽光パネルは20年のメーカー保証というメーカーも出ているやに聞いております。入札の今の制度に従っての抽選というお話でありましたけれども、今後の入札案件に関して、条例をどうするのかという話はあると思いますが、やはりランニングコストなりを視点に入れた形で今後の規定というところでは再検討を要するんではないかなという気がちょっといたしますけれども。町長、どのように思われますか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

こういったものにつきましては、やはり一つの基準というものが必要だというふうに思います。やはりそのメーカーさんによってはこの部分について得意な部分とか、そういった部分はあるんだというふうに思いますが、その工事費も含めての全ての中でございますし、また多くの方々に参加してもらおうといいますが、そういったこともありますので、確かにランニングコストとかそういったものも考慮は必要だというふうに思いますけれども、やはり一つの基準というのがある、その中での入札要件を決定するということが必要だというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。4番渡辺良雄君。

4 番 （渡辺良雄君）

先ほど屋上の配置で大体いっぱいというふうにはお伺いしたんですが、図面を見てパラボラアンテナのあるところ、右側のところどこかちょっと、屋上に上がったことはないのかわからないんですが、84枚が最大枚数なのかどうかということと、それから84枚で庁舎の3%の電気代とすると計算上は28枚で1%ということになるんですけども、84枚がいっぱいいっぱい、せっかくだから3%を4%に上げるとなるとまた24枚追加すればそうなるのかなと思うんですが、計画的にいっぱいいっぱいであったのかどうか、この辺のところをもしおわかりであればお聞かせをいただきたい。ちなみにそれから3%の電気代が金額的には大体幾らぐらいになるのか、わかればお教えいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

太陽光のパネル、モジュールを余計設置すれば当然発電量が上がりますのでそれにこしたことはないんですが、今回屋上に設置するという観点からまず現地を見ていた

だいて、そして最低必要な発電量は幾らかというところから設定をいたしましてこのモジュールの枚数を割り出したわけでございます。ただ、おっしゃったようにもう少しふやすことができないかというようなお話なんです、屋上については今、図面でお示しをしている右側のほうが少し空間はあることはあるんですが、ただやはりパラボラアンテナの日陰になってしまうということとかがございまして、最大限考慮した中での配置を考えた結果でございます。

それから、電気料のお話をさせていただきましたけれども、現在役場で、平成24年度の実績なんでございますが、1年間の電気量が約1,300万円ほどになってございます。今回発電量については今申し上げた3%という割合でございますが、金額……、申しわけございません、発電量はちょっと金額に換算した数値、算定はしたんですが、今ちょっと調整をしておりますので、ちょっとお待ちいただければというふうに思います。

状況についてはそういった形で計画をさせていただいております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。10番伊藤 勝君。

10番 （伊藤 勝君）

2点ほどお伺いします。

12月6日仮契約して3月20日まで工事を終わらせるというような方向性になっているんですけども、この工事の日程で町民の方や、主に議会の庁舎にもかかわってくると思うんですけども、その辺の工事に差し支えがないのか、安全性で、クレーンで上げて全部乗っけるのか、1つ1つ手で運ぶのか、その辺の工事をどのように推し進めるのかちょっとお伺いしますのと、また、今回この太陽光の補助金というのをお使いになると思うんですけども、それはどのぐらいなのかちょっと教えていただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 （千葉恵右君）

まず先ほど渡辺議員からお話をいただきました電気料なんです、24年度換算で50

万円ほどの電気料に相当するというので、割合にしまして3%程度ということでございます。

それから工事の期間でございますが、3月までということ今予定をしておりますが、実はこのモジュールの製造が現在非常に引き合いが多くてなかなか厳しい状況でございます。そういった意味から3月まで間違いなく入るかどうかというのはまだ業者の方とは打ち合わせはしてございませんので、その状況を見ながらちょっといろいろ調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから来客とか議会の日程とかに支障があるのかというようなお話なんです、基本は土曜日曜の休日に作業をすることになります。一旦資材を上げてしまいますと屋上のほうで作業ができますので下のほうについての支障は余りないのかなというふうに思っておりますが、そういったことから連日ずっと通して工事ができない状況にもございますので、結構いろいろな工事の調整が必要になってくるのではないかなというふうには見ております。具体の工事のスケジュールについては業者の方が決まりましたら業者の方とそういった調整をさせていただいて、住民の方あるいは議会の日程に支障のないように調整をさせていただきたいというふうに思っております。

それから補助事業の関係でございますが、今回はこれは宮城県のグリーンニューデール基金というものを利用いたしましてこの事業を行ってございます。補助見込みについては今、5,100万円程度の金額を予定しております。この後、これは全体の計画がございますので、来年はひだまりの丘のほうを計画してございまして、そういったものについてまた順次進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

伊藤 勝君。

1 0 番 （伊藤 勝君）

これから寒い冬の季節で雪が降ってくるという状況の中で工事をするわけなので、くれぐれも安全を期して推し進めていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。16番大崎勝治君。

1 6 番 (大崎勝治君)

じゃあこのパネルの保証はメーカーということでございますけれども、ただこれから屋上に設置するわけですから災害の補償、台風とか竜巻とかそういう補償についてはどういふところまで業者と協議しておるのか。さらには恐らくその分は町で保険を掛けるということにはなるかと思っておりますけれども、それに対してのこれからの管理費、年間にして幾らかかっていくものか、その辺をわかっていけば教えていただきたいと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

まちづくり政策課長千葉恵右君。

まちづくり政策課長 (千葉恵右君)

通常のメーカー保証のほかに災害での補償はどうなのかというお話なんです、通常の保証については仕様書のほうに明記をしております。災害が起きたときの損失についてはこれはうたってございませぬので、これは町のほうで保険を掛けるなりしながらそういったものを図っていく必要があるのではないかなというふうに思っておりますが、まだ業者の方とは全然打ち合わせをしていない状態でございますので、今後さらに内容について詰めさせていただきたいというふうに思っております。

それから2点目の管理費関係でございますが、太陽光パネルについては一度設置をすればしばらくその状態でいいということでスタートはしておるんですが、ただ毎年かかるメンテナンス分がございませぬ。維持管理費でございますが、法定点検、これは1年に2回法定点検をする必要がございませぬ。これは1回では大体4,000円というふうに聞いてございませぬ。それから蓄電池なんです、これについてもメーカーのほうで5年に1回ぐらい点検をする必要があるというふうに考えております。1回当たり約30万円というふうに伺っております。それから当然劣化するものですから、パワーコンディショナーなり、あるいは蓄電池の部品交換が発生してまいります。これは大体10年に1回ぐらいずつ老朽した分を交換する必要があるんじゃないかなというふうなお話を伺っております。こういったものを含めまして約20年のスパンでこのランニングコスト、それから維持管理のコストを見ていきますと、大体年間50万円前後の維持管理費が発生するというふうに見込んでございませぬ。なお、これの先ほど発電の金額について、電気料について相当額をお話し申し上げたんですが、大体これと相殺されるぐらいの金額なのかなというふうに見ております。

議長（大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

ないですか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第18「委発第6号 大和町議会基本条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第18、委発第6号 大和町議会基本条例を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。9番松川利充君。

9番（松川利充君）

それでは、大和町議会基本条例につきまして、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条3項の規定により提出するものでございます。

提出の理由として、地方自治において二元代表制の一翼を担う議会が、真に町民の意向を的確に反映し、町民に開かれた、町民に信頼されるものとするために、議会と議員の果たすべき役割、活動原則など議会に関する基本事項を定めるものでございます。

それでは、これまでの経緯と条例の内容について簡単にご説明をさせていただきます。

本基本条例は、平成20年4月7日に設置されました議会活性化調査特別委員会において議会活性化について議論を重ねた結果、平成21年3月11日に議会基本条例に関する調査研究のためのワーキンググループを設置いたしました。以来研修会の開催を初

め、既に基本条例を制定している町村を視察するなど調査研究を行いながら、さらに条文の検討など積極的な活動を今日まで展開してまいりました。その間、平成23年12月14日、ワーキンググループの馬場久雄リーダーから議会活性化調査特別委員会の高平聡雄委員長に調査報告書が提出されました。さらに平成24年3月9日には大須賀議長宛てに議会活性化調査特別委員会の高平聡雄委員長から委員会調査報告書が提出されました。その後、今日まで引き続き調査研究を重ね、12月定例会に向けて去る11月14日、16日、17日の3日間にわたりまして住民懇談会を開催し町民の皆さんに議会基本条例の説明を行い、ご意見を伺ったところであります。調査研究検討の会議などは延べ40回に及び、本日の提案に至りました。

次に提出議案の概要についてですが、大和町議会基本条例案は前文と全17条からなる本文及び附則で構成されております。前文は条例の趣旨、基本理念をうたっております。第1条ではその目的を、第2条は議会運営の最高機関であることを、第3条では議会の使命を明記しております。そして第4条では議員の役割、第5条では情報の公開、請願、陳情等の意見陳述を含め参考人制度、公聴会制度など町民参加と町民との連携を明記し、第6条では質問における応答の方法を、第7条は町長における政策等の形成過程の説明について、そして第8条では法律第96条第2項の議決事件の追加を定めました。第9条は議員間の議論を尽くすための自由討議を明記し、第10条は政務活動費の公開・報告を義務づけ、第11条では議会の法務調査機能を高めるための事務局の充実をうたっております。第12条では議会の政策形成等の能力向上のための研修の充実を図ることを定め、第13条では議会広報の充実を明記しました。第14条では議員定数、議員報酬について明確に定めました。第15条は議員の政治倫理について、第16条では本条例の見直し手続を、第17条の委任では条例の施行に関し必要な事項を定めることを明記いたしました。附則ではこの条例施行期日を記し、この条例の施行日は平成26年4月1日とするものであります。

この条例案は地方分権時代のこれからの議会がこの新しい条例のもとに開かれた議会、信頼される議会、町民の信託に応える議会を目指して全議員が真剣に検討し、全議員の総意をもって町民の期待に応えようとするものであります。ここに基本条例制定について議員皆様のご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。



「なし」と呼ぶ者あり  
ないものと認めます。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり  
討論なしと認めます。  
これから委発第6号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕  
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第19「委発第7号 基地周辺対策の充実強化並びに関係予算の満額確保を求める意見書」

議長（大須賀 啓君）

日程第19、委発第7号 基地周辺対策の充実強化並びに関係予算の満額確保を求める意見書を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。10番伊藤 勝君。

10番（伊藤 勝君）

それでは、委発第7号 基地周辺対策の充実強化並びに会計予算の満額確保を求める意見書（案）をご説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

この件に関しましては去る12月4日付で玉城寺原演習場周辺整備事業促進協議会会長から意見書の採択の依頼があったものであり、意見書（案）についてはお手元に配付されたとおりであります。この協議会は玉城寺原演習場周辺の本町、色麻町及び大衡村をもって構成され、演習場に起因する諸問題を解決するために、国に対して調整交付金の確保や演習場周辺整備対策の充実強化を求める要望活動等を行っているものです。今般、行政改革推進会議秋のレビューにおいて調整交付金についての議論が行われましたが、交付金の執行に問題があり、予算削減が可能であるとの評価結果になっており、演習場周辺住民の生活環境を理解していない内容であります。この評価結果により調整交付金を含めた基地周辺対策が後退することなく、平成26年度の調整交

付金の要求額を満額に確保するよう意見書を提出するものであります。

なお、意見書の文面につきましては記載のとおりであり省略させていただきますが、提出先につきましては所管の大臣に記載のとおりであります。

以上、よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20「所管事務調査の申し出について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第20、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第6回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時22分 閉 会